

（所要額：655億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

【対象農産物】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

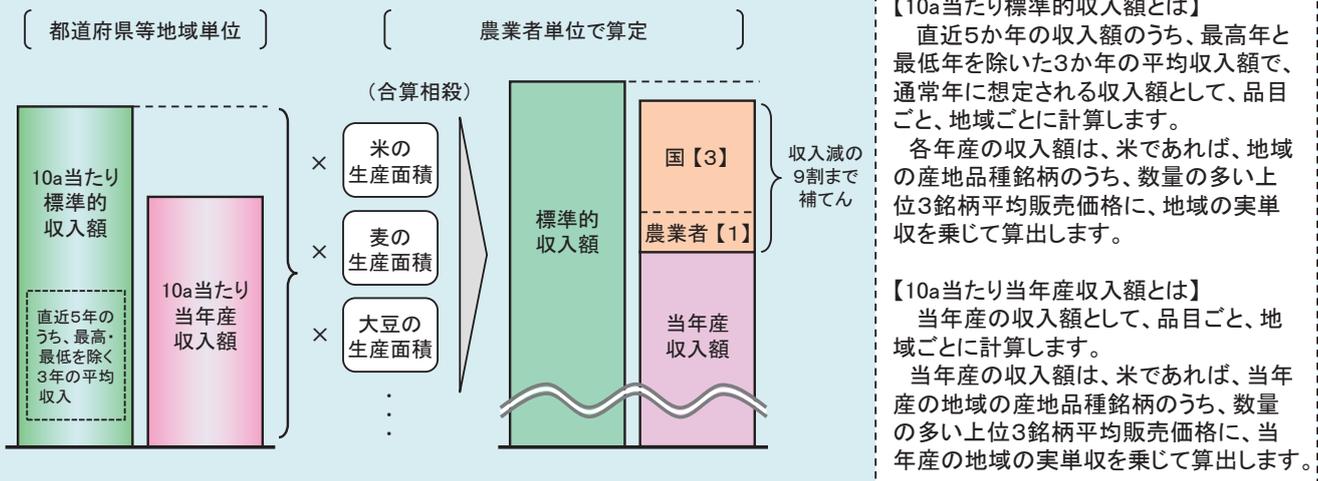
※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

（1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。



収入保険・農業共済との関係

＜収入保険＞

→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

＜農業共済＞

→自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

＜ナラシ対策＞

→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます（重複加入はできません。）。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、36～38ページを参照してください。

(2) 令和3年産ナラシ対策の加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）【令和3年4月1日～6月30日】

- 農業者は、交付申請書(様式第1号)の裏面(29ページ参照)に、令和3年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。

② 積立金の納付【令和3年5月下旬～7月31日】

- 積立額は、国が①の生産予定面積等に基づいて農業者ごとに算定し、通知します。
- 農業者は、国からの通知に基づき、標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース)又は20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選んで積立金を納付※してください。

※ 20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額を納付します。

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

$$= \text{積立基準収入額(品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ \times \mathbf{4.5\%} (20\% \times 9割 \times 1/4^{(注)})$$

(注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

③ 補てん金の交付申請【令和4年4月1日～4月30日】

- 補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(14ページ参照))に基づき、支払われます。
- 農業者は、4月30日までに、ナラシの交付申請書(様式第10-1号)とともに生産実績数量の確認書類を地方農政局等に提出してください。

④ 積立額の確定【令和4年5月下旬～6月頃】

- 積立額は、国が③の生産実績数量から換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定します。
- 再計算した積立額が②の積立額よりも少ない場合は、②の積立額との差額が返納され、多い場合は②の積立額が確定した積立額となります。

⑤ 補てん金の算定・支払【翌年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定し、支払います。
- 地域の令和3年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

$$= (\text{標準的収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ - \text{当年産収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり当年産収入額」の合計)}) \\ \times 9割 - \text{共済金相当額}$$

(3) 積立額及び補てん額の算定例

※ 20%コースを選択した場合

①～② 積立額（加入時）の算定例



品目	Aさんの生産 予定面積(ha) ①	地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a) ②	Aさんの積立基準 収入額(円) ③=①×②	Aさんの 積立額(円) ④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

加入時(予定)

生産予定面積
米 6ha
大豆 4ha

Aさんは
373,500円を
積み立てます※。

※ 前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額となります。

③～④ 積立額（確定）の算定例

品目	Aさんの 生産実績 数量(kg) ⑤	地域の R3年産単収 (kg/10a) ⑥	面積換算値 (ha) ⑦=⑤÷⑥	Aさんの 標準的 収入額(円) ⑧=⑦×②	Aさんの 積立額 (確定)(円) ⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

交付時(確定)

生産実績数量
米 25,000kg
大豆 8,000kg

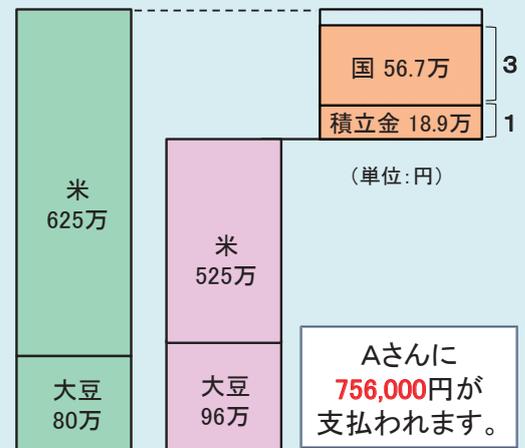
Aさんに
56,250円が
返納されます。

(373,500 - 317,250 = 56,250)

⑤ 補てん額の算定例

品目	面積換算値 (ha) ⑦	地域の10a当たりR3 年産収入額(円/10a) ⑩	AさんのR3年産 収入額(円) ⑪=⑦×⑩
米	5	105,000	5,250,000
大豆	4	24,000	960,000
計			6,210,000

標準的収入額 705万 当年産収入額 621万 補てん額 75.6万



Aさんに
756,000円が
支払われます。

Aさんの 収入差額(円) ⑫=(⑧-⑪)×9割	うち、国からの 補てん額(円) ⑬=⑫×3/4	うち、積立金からの 補てん額(円) ⑭=⑫×1/4
756,000	567,000	189,000

注) 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の生産実績数量とその確認資料

<生産実績数量>

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子は除く)で、主食用として収穫した翌年の3月31日までに

- ① 農業者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 農業者又は農業者から委託を受けた者が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

<生産実績数量の確認資料>

- 令和3年産から、農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、ナラシ対策の交付対象となります。
- この場合、米については、農産物検査結果通知書に代え、主食用として販売された米の数量等を確認できる書類を追加で提出していただくことが必要です。
(麦、大豆等の品目については、ゲタ対策のページ(9ページ)を参照してください。)

農産物検査を受検した米

- 出荷・販売した数量を確認できる書類(販売伝票等)
- 農産物検査結果通知書(3等以上)



農産物検査を受検しない米

- 出荷・販売した数量を確認できる書類(販売伝票等)
- 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類(販売先の確約書又は契約書等)
- 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類(1.70mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)
- 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類(水分含有率16.0%以下であることを明記した販売伝票等)
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- 産地、品種※、産年が確認できる書類(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

注) これらの確認書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。